

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年12月13日	
【会社名】	タメニー株式会社	
【英訳名】	T a m e n y I n c .	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 茂	
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号	
【電話番号】	03-5759-2700（代表）	
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 笹淵 宏明	
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号	
【電話番号】	03-5759-2700（代表）	
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 笹淵 宏明	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	299,991,600
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,191,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定ない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 2021年12月13日付の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入の額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	3,191,400株	299,991,600	149,995,800
一般募集			
計（総発行株式）	3,191,400株	299,991,600	149,995,800

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、149,995,800円です。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
94	47	100株	2021年12月29日		2021年12月29日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、当社と株式会社フォーシス アンド カンパニー（以下「フォーシス アンド カンパニー」といいます。）、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社（以下「アイ・ケイ・ケイホールディングス」といいます。）及び株式会社TMSホールディングス（以下「TMSホールディングス」といいます。）、フォーシス アンド カンパニー、アイ・ケイ・ケイホールディングス及びTMSホールディングスを個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）が募集株式引受契約（以下「株式引受契約」といいます。）を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払込むものとし、（以下、割当予定先に対する第三者割当増資を個別に又は総称して「本第三者割当増資」といいます。）。
- 4 払込期日までに割当予定先との間で株式引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書の対象として募集は行われませんこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
タメニー株式会社 総務法務部	東京都品川区大崎一丁目20番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行	東京都中央区日本橋兜町4番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
299,991,600	5,000,000	294,991,600

(注) 1 発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当増資に関する弁護士費用、割当予定先の反社会的勢力該当性の調査費用及び登記費用並びにその他諸経費であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金の額は、上記のとおり294百万円となる予定であり、調達する資金の具体的使途については、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
2023年3月期以降の収益安定化に向けた広告宣伝費	294	2022年1月～2022年4月
合計	294	

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

当社では2021年3月期以降、新型コロナウイルス感染症の拡大や収束に関わらず一定の収益を獲得できる事業構造への変革に取り組んでまいりました。とくに、婚活事業では徹底した効率化を推進し、その効果の一つとして顧客獲得単価の大幅削減（従来比約20%減）を実現するに至っております。しかしながら、「第3第三者割当の場合の特記事項(2) 割当予定先の選定理由 資本業務提携の理由1) 資本業務提携の理由」に記載のとおり、事業環境に変化が生じたことを主因に2022年3月期は業績予想の修正を余儀なくされることとなり、修正後の連結業績予想は売上高5,730百万円（期初計画比28.4%減）、営業損失160百万円（期初計画は営業利益350百万円）、経常損失230百万円（同 経常利益260百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失250百万円（同 親会社株主に帰属する当期純利益240百万円）となるに至りました。この結果、売上高及び利益の減少により運転資金（具体的には広告宣伝費）の一部が不足することとなり、前述の効率化した安定的な顧客獲得自体も困難になることが予測される状況となっております。加えて、当社は、婚活事業、カジュアルウェディング事業とも新たな生活様式の広がりを成長機会と捉え、婚活事業では既存サービスの品質を担保したオンライン結婚相談所を立ち上げるとともに、カジュアルウェディング事業では新たに少人数挙式を主体としたプロダクトポートフォリオの構築を進めてまいりました。この結果、足元ではこれら新サービスや新商品の利用者が着実に広がりつつありますが、今後、これらの収益基盤を強固にし、更なる成長を実現するためには、徹底した効率化で培った広告ノウハウを活用しつつ認知拡大を図ることが重要であると考えております。

これらを総合的に勘案し、当社では、財務状況も勘案しつつ最低限の広告を実施することが2023年3月期の収益安定化や以降の持続的な成長と企業価値向上には必要不可欠であると考えており、本第三者割当増資により調達する資金294百万円については、2022年1月から2022年4月までの広告宣伝費として全額充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社フォーシス アンド カンパニー
	本店の所在地	東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役会長 太田 清五郎 代表取締役社長 三輪 泰央
	資本金	50百万円
	事業の内容	・ 婚礼衣装の企画・製造販売事業 FOURSIS&CO. オフィシャルサイト ・ 婚礼会場紹介ポータルサイト「ブライズ ファースト」運営 ・ フォトウェディングサービス事業「フォトマリアージュ」 ・ 婚礼写真・映像事業 ・ フラワー・デコレーション事業「フラワーデザイン表参道」
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社コンサパティヴホールディングス 100.0%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社子会社が提供する婚礼衣装ブランド「LUMINOUS Dressing」で一部商品を同社より仕入れております。

a. 割当予定先の概要	名称	アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社
	本店の所在地	佐賀県伊万里市新天町722番地 5
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第25期 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日) 2021年1月28日福岡財務支局長に提出 四半期報告書 第26期第1四半期 (自 2020年11月1日 至 2021年1月31日) 2021年3月15日福岡財務支局長に提出 四半期報告書 第26期第2四半期 (自 2021年2月1日 至 2021年4月30日) 2021年6月11日福岡財務支局長に提出 四半期報告書 第26期第3四半期 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日) 2021年9月13日福岡財務支局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社TMSホールディングス
	本店の所在地	大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番7号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 吉末 育宏
	資本金	30百万円
	事業の内容	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付随する業務 (グループ会社：婚活イベント事業、直営結婚相談所事業、ブライダル事業、保険代店事業、連盟事業、プラットフォーム事業等)
	主たる出資者及びその出資比率	吉末 育宏 100.0%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社が提供する結婚相談所がTMSグループが提供するマッチングプラットフォーム「スクラム」にデータ連携しております。

(2) 割当予定先の選定理由

資本業務提携の理由

1) 資本業務提携の理由

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念を掲げ、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで成長を続けてまいりました。また、近年では既存事業と相乗効果が高く、市場拡大が見込める領域への投資も行い、事業領域は婚活を起点に、カジュアルウェディング、テック、ライフスタイル、法人・自治体向けへと多岐に広がることとなりました。さらに、各領域では多様化する価値観にあわせて事業を深耕し、とくにカジュアルウェディング領域ではカジュアルな挙式披露宴や結婚式二次会のみならず、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング等のサービスラインアップを強化し、カジュアルウェディングの全顧客ニーズに対応できる体制を確立いたしました。この結果、当社の婚活やカジュアルウェディングサービスを利用し、ご成婚、あるいは結婚式をされるお客様は年間8,000組を超える状況となりました。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により事業環境が一変したことから、2021年3月期以降は新型コロナウイルス感染症の拡大や収束に関わらず一定の収益を実現するための基盤構築に取り組んでまいりました。具体的には、収益性の向上及び財務基盤の強化等を目指し、経営面では事業構造改革や経営合理化、事業面では既存事業の利益率改善や既存資産を活用した収益機会の創出、財務面では金融機関からの新規借入や第三者割当による資金調達を実施してまいりました。

こうしたなか、事業面及び財務面の更なる強化に向けた施策の一環として、有力企業とのアライアンスを企図し、2021年9月下旬よりアライアンスパートナーの選定を開始してまいりました。そして、2021年10月上旬より婚礼衣装の企画・製造販売事業を手掛けるフォーシス アンド カンパニー及び婚礼事業を手掛けるアイ・ケイ・ケイホールディングスと、同年11月上旬よりTMSホールディングスとの間で協議を開始することとなりました。その結果、事業面ではフォーシス アンド カンパニーと協業することでカジュアルウェディング領域での競争力強化、アイ・ケイ・ケイホールディングスと協業することで婚活領域での新たな収益獲得、TMSホールディングスと協業することで婚活領域での会員様への成婚機会の提供拡大と収益拡大がそれぞれ期待できると判断するに至りました。

なお、当社は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2021年3月期の連結業績は売上高4,429百万円（前期比45.9%減）、営業損失2,176百万円（前期は営業利益78百万円）、経常損失2,089百万円（同経常利益41百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失2,316百万円（同親会社株主に帰属する当期純利益2百万円）となり、これを起因に2021年3月期連結会計年度末の純資産が399百万円と債務超過状態になるに至りました。また、2021年3月期有価証券報告書で継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が生じていること、この事象の解消又は改善施策等により当社では継続企業的前提に関する不確実性は認められないと判断している旨の記載を行う状況となっております。一方で、2022年3月期の連結業績は収益性の向上と財務基盤の強化の各種施策により期初時点では売上高8,000百万円、営業利益350百万円、経常利益260百万円、親会社株主に帰属する当期純利益240百万円を計画し、2022年3月期連結会計年度末の純資産は第10回新株予約権による資金調達（当初調達見込額658百万円）を勘案し、550百万円を見込んでおりました。

しかしながら、2021年11月15日付「2022年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」で公表したとおり、期初に前提とした事業環境に変化が生じたことを主因に業績予想の修正を余儀なくされることとなりました。具体的には、期初時点では新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が2021年5月末で解除となり、上半

期（4 - 9月）は新型コロナウイルスの影響が一定程度継続しつつも、下半期（10 - 3月）は新型コロナウイルスが収束に向かい、前述の影響も限定的になることを前提としておりましたが、緊急事態宣言が解除と発出を繰り返し2021年9月末まで継続となったことから期初時点の上半期の前提が大きく変化し、また下半期も新型コロナウイルスの影響が一定程度継続することを前提とするに至りました。これにより、主力である婚活事業、カジュアルウェディング事業とも目標とする指標を見直し、とくにカジュアルウェディング事業では挙式披露宴等や結婚式二次会の成約施行件数の本格的回復に一定期間を要すると判断し、通期の当該施行件数計画を58.8%減の1,214件（挙式披露宴等は52.3%減の826件、結婚式二次会は68.1%減の388件）へと変更することとなりました。この結果、修正後の連結業績は売上高5,730百万円、営業損失160百万円、経常損失230百万円、親会社株主に帰属する当期純損失250百万円の計画となり、また、第10回新株予約権による調達額が557百万円にとどまったこともあり、2022年3月期連結会計年度末の純資産は7百万円の見込みとなるに至りました。加えて、2022年3月期第2四半期連結会計期間末の現金及び預金は800百万円（前期末は562百万円）、有利子負債は4,262百万円（同 4,342百万円）と財務状況は一定程度改善傾向にありますが、経営基盤の安定化に向けては再度の資本増強も必要であると判断するに至りました。

これらを総合的に勘案し、資本業務提携は事業面での強固な提携関係による収益拡大が期待できることはもとより、経営基盤の安定化に向けた財務基盤強化を実現することが可能であり、調達する資金を当社が今後必要とする短期的な運転資金（具体的には広告宣伝費）に充当することも合わせて、2023年3月期以降の持続的な成長と企業価値向上に資するものであると判断し、今般、2021年12月13日付で、フォーシス アンド カンパニー、アイ・ケイ・ケイホールディングス、及びTMSホールディングスとの間でそれぞれ資本業務提携（以下、個別に又は総称して「本資本業務提携」といいます。）を行う旨の契約（以下、個別に又は総称して「本資本業務提携契約」といいます。）を締結するに至りました。

なお、各社からは本資本業務提携契約は経営権の獲得や支配株主となることを目的としないものであり、本資本業務提携契約の締結後に役員派遣を行う意向はない旨、口頭にて確認しております。

2) フォーシス アンド カンパニーとの本資本業務提携の理由

フォーシス アンド カンパニーは婚礼衣装の企画・製造販売事業等を手掛けており、本場英国の上質なウェディングドレス等を厳選して取り揃えたドレスショップを全国に62店舗展開し、2002年には英国で開催された「Bridal Buyer Awards」にて「Best Overseas Retailer」も受賞しております。

一方で、当社はカジュアルウェディング領域で全顧客ニーズに対応できるサービスラインアップを取り揃え、「スマ婚シリーズ」（カジュアルな挙式披露宴等）や「LUMINOUS」（フォトウェディング）を軸に2022年3月期は年間6,333件（挙式披露宴等は826件、結婚式二次会は388件、フォトウェディングは5,119件）の結婚式のプロデュースを予定しております。また、継続して品質強化や内製化施策を推進し、近年では設備が充実し好立地にある会場を安定的に提供できる体制を構築するとともに、当社顧客に対して洗練された婚礼衣装を提供するため「LUMINOUS Dressing」の展開も開始しております。

こうしたなか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い人々の価値観が急速に変化し、今後はカジュアルウェディングに対する需要拡大が加速すると認識しており、一方で、市場参加者の増大で競争激化が同時に進行することが予測される状況にあります。このため、当社では業界に先んじて競争力強化施策を進めることとし、結婚式の決定要因として重要な役割を担う婚礼衣装の強化に着手することといたしました。しかしながら、お客様にご満足いただけるより高品質でより豊富な婚礼衣装を取り揃えるには一定程度の投資が必要になり、管理も含めたコストも増大する可能性があることから、早期の競争力強化や収益性向上のためには業界大手の有力パートナーとアライアンスを通じて婚礼衣装を強化することが最適であるとの判断に至りました。そこで、今般、日本を代表する婚礼衣装ブランドを展開するフォーシス アンド カンパニーから衣装提供・フィッティング等の業務全般の支援を受けることに関して協議し、本資本業務提携契約を締結することとなりました。

英国のドレス取扱実績世界No.1と認められた証で、日本初の荣誉ある賞です。

3) アイ・ケイ・ケイホールディングスとの本資本業務提携の理由

アイ・ケイ・ケイホールディングスは婚礼、介護、食品、海外、金融事業を手掛けており、婚礼事業では結婚式専用の邸宅風会場を貸しきり、アットホームな雰囲気と自由な演出でオリジナル感を重視したゲストハウス・ウェディングを全国19店舗で展開しております。また、2021年11月1日付で結婚仲介事業を行うララ・クール株式会社（所在地：福岡県糟屋郡志免町、代表取締役社長：菊地正樹、以下「ララ・クール」といいます。）を設立し、婚姻組数を増やし、日本の社会的課題である出生率の低下に歯止めをかける強い想いで事業を開始しております。

一方で、当社は婚活を起点に、カジュアルウェディング、テック、ライフスタイル、法人・自治体向けといった幅広い領域で事業を展開しており、とくに主力の婚活事業では高付加価値の結婚相談所（専任コンシェルジュによる高品質な婚活サポート等が受けられる結婚相談所）を中心に、婚活パーティーやマッチングアプリ、企業や地方自治体向けソリューション提供等を手掛けるに至っております。

こうしたなか、当社とアイ・ケイ・ケイホールディングスとの間で婚活領域に関する情報交換を行う機会があり、以降、協議を重ねた結果、当社が婚活事業で有する知見やノウハウ、またはマッチングプール等を同社に開放することで、同社の結婚仲介事業の早期の立ち上げや事業軌道化による業界活性化が図れ、当社としても新たな収益獲得が見込めると判断するに至りました。そこで、今般、アイ・ケイ・ケイホールディングスの新たな事業領域となる婚活領域において協力関係を構築することを両社合意し、本資本業務提携契約を締結することとなりました。

4) TMSホールディングスとの本資本業務提携の理由

TMSホールディングス及びその関係会社（以下、総称して「TMSグループ」といいます。）は婚活総合カンパニーとして、結婚相談所、婚活イベント事業、ブライダル事業を手掛けており、直営の結婚相談所では西日本を中心に「フィオーレ」ブランド8拠点、「茜会 西日本」ブランド5拠点を展開しております。また、ご成婚第一という考えのもと、全国結婚相談事業者連盟を開始し、2021年2月には株式会社日本仲人連盟と共同で、両社の連盟に加盟する結婚相談所のデータ連携を可能とするプラットフォーム「スクラム」（利用事業者1,500店以上、紹介可能人数43,000名以上）を立ち上げるに至っております。

一方で、当社は婚活を起点に、カジュアルウェディング、テック、ライフスタイル、法人・自治体向けといった幅広い領域で事業を展開しており、とくに婚活領域では顧客成果（成婚）の最大化に向けた施策として、当社が運営する結婚相談所及び婚活支援事業者間の相互会員紹介プラットフォーム「コネクトシップ」（利用事業者13社、紹介可能人数31,000名以上）の双方で、マッチングプールの拡充を進めております。

こうしたなか、当社が運営する結婚相談所が2021年9月にTMSグループが運営する「スクラム」に顧客データを接続したことを契機に、当社とTMSホールディングスとの間で友好的な関係が構築され、以降、業界有数のマッチングプールを有する両社で業界の健全な成長発展に向けた協議を重ねてまいりました。この結果、両社がより強固な協力体制のもと各々が運営する結婚相談所やマッチングプラットフォームのデータ連携を発展させることで、会員様へ更なる成婚機会を提供することが可能となり、当社としても収益拡大が見込めると同時に、成婚が増大することで婚活に対する安心安全感が醸成され、業界全体の活性化につながると判断するに至りました。そこで、今般、当社とTMSホールディングスで中長期的に強固な協力関係を構築することで両社合意し、本資本業務提携契約を締結することとなりました。

本資本業務提携の内容

1) 業務提携の内容

a. フォーシス アンド カンパニーとの業務提携の内容

当社とフォーシス アンド カンパニーとの間で現時点で合意している業務提携の内容は、以下のとおりです。なお、当社顧客に対してこれまで提供していた婚礼衣装「LUMINOUS Dressing」はフォーシス アンド カンパニーを含む複数の婚礼衣装会社から仕入れ等を行っておりましたが、今後についてはフォーシス アンド カンパニーが提供する婚礼衣装の取り扱いを強化し、幅広い顧客ニーズに対応してまいります。

- ・カジュアルウェディングの当社顧客に対して提供する婚礼衣装「LUMINOUS Dressing」において、フォーシス アンド カンパニーが衣装提供・フィッティング等の業務全般を支援すること

b. アイ・ケイ・ケイホールディングスとの業務提携の内容

当社とアイ・ケイ・ケイホールディングスとの間で現時点で合意している業務提携の内容は、以下のとおりです。なお、アイ・ケイ・ケイホールディングスは同業他社となりますが、同社との本資本業務提携は両社の成長発展に資するものであり、アイ・ケイ・ケイホールディングスとの本資本業務提携契約において当社事業活動を制約する条項等は規定されておられません。

- ・ララ・クールは、今後2年間に渡り、婚活事業に係る、営業施策・会員獲得・会員サポート各種及び人材育成等に関し、当社より役務提供を受けること
- ・ララ・クールは、当社が運営する新結婚相談所SOAIとデータ連携する。また、SOAIを活用し、婚活支援事業者間の相互会員紹介プラットフォームである『コネクトシップ』とのデータ連携をすること

c. TMSホールディングスとの業務提携の内容

当社とTMSホールディングスとの間で現時点で合意している業務提携の内容は、以下のとおりです。なお、TMSホールディングスは同業他社となりますが、本資本業務提携は両社及び業界の成長発展に資するものであり、TMSホールディングスとの本資本業務提携契約において当社事業活動を制約する条項等は規定されておられません。

- ・婚活業界の健全な成長発展に向け、両社が運営する結婚相談所やマッチングプラットフォームのデータ提携の発展も含めて中長期的な協力関係を構築すること

2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、フォーシス アンド カンパニーに当社普通株式1,595,700株、アイ・ケイ・ケイホールディングスに当社普通株式1,063,800株、TMSホールディングスに当社普通株式531,900株を割り当て、フォーシス アンド カンパニーの当社発行済株式総数に対する持株比率は6.39%、アイ・ケイ・ケイホールディングスの当社発行済株式総数に対する持株比率は4.26%、TMSホールディングスの当社発行済株式総数に対する持株比率は2.13%となる予定であります。

(3) 割当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数（当社普通株式）
株式会社フォーシス アンド カンパニー	1,595,700株
アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社	1,063,800株
株式会社TMSホールディングス	531,900株
合計	3,191,400株

(4) 株式等の保有方針

フォーシス アンド カンパニー

割当予定先であるフォーシス アンド カンパニーから、本件増資により割り当てる本普通株式の保有方針について、資本業務提携の一環として中長期的に保有する意向であることを口頭において確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が本普通株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

アイ・ケイ・ケイホールディングス

割当予定先であるアイ・ケイ・ケイホールディングスから、本件増資により割り当てる本普通株式の保有方針について、資本業務提携の一環として中長期的に保有する意向であることを口頭において確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が本普通株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

TMSホールディングス

割当予定先であるTMSホールディングスから、本件増資により割り当てる本普通株式の保有方針について、資本業務提携の一環として中長期的に保有する意向であることを口頭において確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が本普通株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

フォーシス アンド カンパニー

当社は、フォーシス アンド カンパニーが2021年8月31日に作成した第27期決算報告書に記載の財務諸表の現金及び預金の額、及び当社がフォーシス アンド カンパニーから受領した2021年11月1日時点の普通預金口座の通帳を確認しており、フォーシス アンド カンパニーが本第三者割当増資の払込みに要する資金としては充分であると判断しております。

アイ・ケイ・ケイホールディングス

当社は、アイ・ケイ・ケイホールディングス（商号変更前：アイ・ケイ・ケイ株式会社）が2021年9月13日付で福岡財務支局長宛にて提出している2021年10月期第3四半期報告書に記載の四半期連結貸借対照表の2021年7月31日時点の現金及び預金の金額が2,932百万円であり、また、2021年10月末日時点における現金及び預金の金額が、2,909百万円であることを口頭にて確認しており、アイ・ケイ・ケイホールディングスが保有する現金及び預金の金額が大きく変化していないことから本第三者割当増資の払込みに要する資金としては充分であると判断しております。

TMSホールディングス

当社は、TMSホールディングスから受領した2021年11月23日時点の普通預金口座の通帳を確認しており、TMSホールディングスが本第三者割当増資の払込みに要する資金としては充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

フォーシス アンド カンパニー

当社は、フォーシス アンド カンパニー及びその役員並びに主要株主である株式会社コンサバティブホールディングス、同社が出資する会社とその役員、同社役員が役員・理事を兼任する法人とその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPRリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野啓介）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、当社は、同社が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

アイ・ケイ・ケイホールディングス

アイ・ケイ・ケイホールディングスは東京証券取引所市場第一部に上場しており、アイ・ケイ・ケイホールディングスが東京証券取引所に提出した2021年1月28日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認しております。以上により、当社はアイ・ケイ・ケイホールディングスが反社会的勢力との関係していないと判断しております。

TMSホールディングス

当社は、TMSホールディングス及びその役員並びに主要株主である吉末育宏氏、同社グループ会社及びその役員、同社役員が役員を兼任する法人と関係個人が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPRリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野啓介）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、当社は、同社が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株式等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の払込金額は、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより割当予定先が負う株価下落リスクに鑑み、各株式割当予定先との協議の結果、発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値といたしました。

当該金額を採用することとしたのは、当該金額が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠しているものと考え、各割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本新株式の払込金額は、発行決議日の直前取引日までの直前1ヶ月間（2021年11月11日から2021年12月10日まで）における当社普通株式の終値単純平均値である98円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して4.08%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率及びディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間（2021年9月11日から2021年12月10日まで）の終値単純平均値である102円に対して7.84%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2021年6月11日から2021年12月10日まで）の終値単純平均値である112円に対して16.07%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査役3名（全員が会社法上の社外監査役）全員から、本新株式の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、当該金額が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で各割当予定先と交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針に準拠して決定されていることから、各割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における新規発行株式数3,191,400株（議決権数31,914個）は、2021年12月12日現在の当社発行済株式総数21,790,600株及び議決権数217,864個（2021年9月30日現在の議決権数を基準に2021年10月1日以降の第6回新株予約権（従業員向けストックオプション）の行使により交付された株式に係る議決権数を加算）を分母とする希薄化率としては14.65%（議決権ベースの希薄化率は14.65%、小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。そのため、本第三者割当増資により、当社普通株式に一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に資するものであり、当社の既存株主の皆様利益に資するものと考えており、本第三者割当増資による株式の希薄化は、合理的な範囲であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
佐藤 茂	東京都大田区	3,041	13.97	3,041	12.18
株式会社フォーシス アンド カンパニー	東京都渋谷区神宮前6丁目25番 14号 神宮前メディアスクエア ビル4階	-	-	1,595	6.39
アイ・ケイ・ケイホールディン グス株式会社	佐賀県伊万里市新天町722番地 5	-	-	1,063	4.26
株式会社TMSホールディング ス	大阪府大阪市中央区西心斎橋二 丁目2番7号	-	-	531	2.13
小林 正樹	東京都新宿区	441	2.03	441	1.77
高梨 雄一郎	東京都渋谷区	398	1.83	398	1.60
貝瀬 雄一	東京都品川区	390	1.79	390	1.56
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人香港上海銀行東京 支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11 番1号)	289	1.33	289	1.16
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UF J銀行決済事業部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1)	276	1.27	276	1.11
タメニー株式会社従業員持株会	東京都品川区大崎1丁目20-3 イマス大崎ビル4F	231	1.07	231	0.93
計	-	5,068	23.28	8,259	33.09

(注) 1. 当社が保有する自己株式129株は、上記から除外しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年9月30日時点の株主名簿上の株式数を基準に記載しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を2021年9月30日時点の株主名簿上の総議決権数を基準に記載しております。

4. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期 提出日2021年6月30日）及び四半期報告書（第18期第2四半期、提出日2021年11月15日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年12月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及びその他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2021年12月13日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第17期有価証券報告書の提出日（2021年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2021年12月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。（2021年8月16日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生日

2021年8月13日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

1．特別利益の計上

雇用調整助成金（連結・個別）

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等の支給申請の実施により、雇用調整助成金を特別利益として計上いたしました。

2．特別損失の計上

新型コロナウイルス感染症による損失（連結・個別）

緊急事態宣言の発令により休業させた従業員の人件費を新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上いたしました。

店舗閉店に伴う損失（連結・個別）

新型コロナウイルス感染症により不採算となった店舗の閉店に伴う費用を特別損失に計上いたしました。

従業員持株会処分型株式給付信託制度の終了に伴う損失（連結・個別）

当社は2016年より従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として従業員持株会処分型株式給付信託制度を導入しておりましたが、本信託制度が2021年6月10日をもって終了となり同制度に対する損失を見込んでおりましたが、当初想定していた株式価額より実際の株式価額が下落していたため、その差額を特別損失に計上しております。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2022年3月期第1四半期の連結決算及び個別決算において、下記のとおり特別利益及び特別損失を計上いたしました。

(連結)

特別利益

雇用調整助成金 45百万円

特別損失

新型コロナウイルス感染症による損失 65百万円

店舗閉店に伴う損失 25百万円

従業員持株会処分型株式給付信託制度

の終了に伴う損失 1百万円

(個別)

特別利益

雇用調整助成金 44百万円

特別損失

新型コロナウイルス感染症による損失 57百万円

店舗閉店に伴う損失 25百万円

従業員持株会処分型株式給付信託制度

の終了に伴う損失 1百万円

(2021年9月27日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2021年9月24日

(2) 当該事象の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等の支給申請の実施により、雇用調整助成金を特別利益として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2022年3月期第2四半期の連結決算において、下記のとおり特別利益を計上いたしました。

(連結)

特別利益

雇用調整助成金 76百万円

（2021年11月12日提出の臨時報告書）

1．提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2021年11月15日

(2) 当該事象の内容

2021年11月12日付当社取締役会において、当社が保有する持分法適用関連会社エン婚活エージェント株式会社の全株式をエン・ジャパン株式会社に同年11月15日付で譲渡する旨の決議をするとともに、同社と株式譲渡契約を締結いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年3月期の連結決算に、持分法による投資利益約29百万円を営業外収益に、関係会社株式売却益約88百万円を特別利益として計上する予定であります。

（2021年11月15日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2021年11月15日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

営業外費用の計上について

当社は、2022年3月期第2四半期会計期間において、事業構造改革に向けた取り組みとして外部コンサルタントを活用した戦略策定等を実施し、その費用を営業外費用として計上いたします。

特別損失の計上について

当社は、2022年3月期第2四半期会計期間において、新型コロナウイルス感染拡大及び緊急事態宣言に伴い、休業した従業員の人件費等を特別損失として計上いたします。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年3月期の個別決算及び連結決算において、下記のとおり営業外費用及び特別損失を計上いたします。

（個別）

営業外費用

支払手数料 37百万円（第2四半期会計期間 37百万円）

特別損失

臨時休業等による損失 179百万円（第2四半期会計期間 122百万円）

（連結）

営業外費用

支払手数料 37百万円（第2四半期会計期間 37百万円）

特別損失

臨時休業等による損失 215百万円（第2四半期会計期間 149百万円）

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期）の提出日（2021年6月30日）以後、本有価証券届出書提出日（2021年12月13日）までの間において、新株予約権の行使により、次の通り資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2021年7月1日～ 2021年12月13日	3,323,200	21,790,600	176,671	996,096	176,671	954,108

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第17期）	自2020年4月1日 至2021年3月31日	2021年6月30日 関東財務局長に提出
第2四半期報告書	事業年度 （第18期）	自2021年7月1日 至2021年9月30日	2021年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

タメニー株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタメニー株式会社（旧社名 株式会社パートナーエージェント）の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タメニー株式会社（旧社名 株式会社パートナーエージェント）及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、第三者割当の方法による新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、近年、カジュアルウエディング事業領域の強化及び拡大を目的として他企業の株式取得を実施している。2021年3月31日現在、株式取得に伴うのれんの連結貸借対照表計上額は1,528,780千円であり、連結総資産の30.1%を占めている。会社は、投資に当たり、将来キャッシュ・フローやシナジー効果を含む投資計画の妥当性の検証等を慎重に行うとともに、投資後においては、事業環境の変化等を含め、定期的なモニタリングを実施している。</p> <p>会社は、カジュアルウエディング事業資産（のれん残高1,528,780千円、その他固定資産残高469,667千円）を資産グループとしているところ、新型コロナウイルス感染症の影響による収益性の悪化により、当該資産グループに減損の兆候があると判断している。減損の兆候があると判断したのれんについては、のれんの残存償却年数にわたり見積られる資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループののれん及び固定資産の帳簿価額を下回る場合、減損損失の認識を行うこととしている。</p> <p>のれんの評価における重要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いられる事業計画において考慮されている仮定であり、新型コロナウイルス感染症による影響、またこれを踏まえて予測されたカジュアルウエディング事業における各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウエディング）の施行数、単価及び粗利率である。</p> <p>カジュアルウエディング事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により当連結会計年度において1,080,811千円の営業赤字となっており、新型コロナウイルス感染症が当連結会計年度末においても収束していない状況においては、上記の経営者の仮定に関する不確実性が高まっている。以上のことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の評価 のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定、減損損失の測定に至るまでののれんの評価に関連する内部統制について、整備及び運用状況を評価した。これには、経営者による査閲及び承認プロセスの検討が含まれる。 減損の兆候の把握 減損の兆候の把握が適切に行われていることを確かめるため、新型コロナウイルス感染症を含む外部の経営環境の変化等を適切に考慮しているかどうか検討した。 減損損失の認識の判定 減損損失の認識の判定が適切に行われているかどうかを確かめるため、事業計画において考慮されている重要な仮定を含め、将来の事業計画の合理性を検討した。 将来の事業計画の合理性を検討するに当たっては、主として以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 将来の事業計画及び事業計画において考慮されている重要な仮定について経営者に質問し、協議した。特に、新型コロナウイルス感染症が潜在的顧客の心理及び消費動向等にもたらす影響について協議した。 当連結会計年度の当初予算及び修正予算とその後の実績値とを比較分析することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。この比較分析には、新型コロナウイルス感染症が業績に与えた影響の程度を確かめ、今後の事業計画に与える影響を評価することを含んでいる。 取締役会で承認された次年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。 スマ婚、2次会くん及びフォトウエディングの施行数、単価及び粗利率について、過去実績からの趨勢分析等を実施した。また、フォトウエディング施行数については、フォトウエディングサービスに関連して計画された新規出店に関し、取締役会議事録等を閲覧したうえで、これらとの整合性を確かめた。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月期連結会計年度において2,176,242千円の営業損失を計上している。この結果、連結会計年度末の純資産額は399,514千円のマイナスとなり、債務超過の状況にある。このため会社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断している。</p> <p>会社は、当該事象又は状況を解消し、又は改善するため、全事業の収益性向上及びグループCRM（顧客関係管理）の基盤構築に向けた各種施策を計画している。また、財務基盤の強化として、将来にわたり安定的に事業活動を継続させるため、第三者割当による新株予約権の発行等による資金調達を実施することに加え、金融機関からの各種借入を通じた資金調達の検討、更なるコスト削減等の対応を行っている。会社は、これらの対応策によって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>この判断に当たっては、新型コロナウイルス感染症が業績に与える影響、これを踏まえて予測された新規入会者数、在籍会員数及びカジュアルウェディング事業における各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウェディング）の施行数、単価及び粗利率等の見積りが含まれる。</p> <p>これらは不確実性を伴い、また、経営者の重要な判断を要するものである。以上のことから、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画の基礎とされた事業計画について、その信頼性と不確実性の有無を評価するため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会社の仮定について、新型コロナウイルス感染症が潜在的顧客の心理及び消費動向等にもたらす影響を含め、経営者と協議することにより、会社の仮定が合理的かどうかという観点から評価した。 ・ 取締役会で承認された次年度の予算との整合性を検証した。 ・ 婚活事業に関連する重要な仮定である新規入会者数、在籍会員数について、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・ カジュアルウェディング事業に関連する重要な仮定である各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウェディング）の施行数、単価及び粗利率について、過去実績からの趨勢分析等を実施した。 ・ 資金計画について、事業計画との整合性を確認した。 ・ 第三者割当による新株予約権の発行に関し、取締役会議事録及び新株予約権買取契約書を閲覧するとともに第三者割当先の財務的能力を評価し、計画された資金調達の実行可能性を評価した。 ・ 借入金の借換えの実行可能性に関する経営者の予測を検討するため、取引金融機関への質問を通じて、会社の事業状況に関する当該金融機関の認識を理解するとともに、会社に対する融資方針に関する見解を入手した。 ・ 新株予約権の発行等に加え検討されている資金調達について、経営者に質問し、その実行可能性を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、タメニー株式会社（旧社名 株式会社パートナーエージェント）の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、タメニー株式会社（旧社名 株式会社パートナーエージェント）が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

タメニー株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタメニー株式会社（旧社名 株式会社パートナーエージェント）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タメニー株式会社（旧社名 株式会社パートナーエージェント）の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、第三者割当の方法による新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、近年、カジュアルウエディング事業領域の強化及び拡大を目的として他企業の株式取得を実施している。取得した会社のうち、旧株式会社メイションは、2020年10月1日付けで親会社に吸収合併されている。2021年3月31日現在、株式取得に伴うのれんの貸借対照表計上額は573,990千円であり、総資産の10.6%を占めている。会社は、投資に当たり、将来キャッシュ・フローやシナジー効果を含む投資計画の妥当性の検証等を慎重に行うとともに、投資後においては、事業環境の変化等を含め、定期的なモニタリングを実施している。</p> <p>会社は、カジュアルウエディング事業資産（のれん残高573,990千円、その他固定資産残高146,731千円）を資産グループとしているところ、新型コロナウイルス感染症の影響による収益性の悪化により、当該資産グループに減損の兆候があると判断している。減損の兆候があると判断したのれんについては、のれんの残存償却年数にわたり見積られる資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループののれん及び固定資産の帳簿価額を下回る場合、減損損失の認識を行うこととしている。</p> <p>のれんの評価における重要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いられる事業計画において考慮されている仮定であり、新型コロナウイルス感染症による影響、またこれを踏まえて予測されたカジュアルウエディング事業における各サービス（スマ婚、2次会くん）の施行数、単価及び粗利率である。</p> <p>カジュアルウエディング事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により当事業年度において758,946千円の営業赤字となっており、新型コロナウイルス感染症が当事業年度末においても収束していない状況においては、上記の経営者の仮定に関する不確実性が高まっている。以上のことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の評価 のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定、減損損失の測定に至るまでののれんの評価に関連する内部統制について、整備及び運用状況を評価した。これには、経営者による査閲及び承認プロセスの検討が含まれる。 減損の兆候の把握 減損の兆候の把握が適切に行われていることを確かめるため、新型コロナウイルス感染症を含む外部の経営環境の変化等を適切に考慮しているかどうか検討した。 減損損失の認識の判定 減損損失の認識の判定が適切に行われているかを確かめるため、事業計画において考慮されている重要な仮定を含め、将来の事業計画の合理性を検討した。 将来の事業計画の合理性を検討するに当たっては、主として以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 将来の事業計画及び事業計画において考慮されている重要な仮定について経営者に質問し、協議した。特に、新型コロナウイルス感染症が潜在的顧客の心理及び消費動向等にもたらす影響について協議した。 当事業年度の当初予算及び修正予算とその後の実績値とを比較分析することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。この比較分析には、新型コロナウイルス感染症が業績に与えた影響の程度を確かめ、今後の事業計画に与える影響を評価することを含んでいる。 取締役会で承認された次年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。 スマ婚及び2次会くんの施行数、単価及び粗利率について、過去実績からの趨勢分析等を実施した。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月10日

タメニー株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているタメニー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、タメニー株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。